

介護職員等ベースアップ等支援加算について

令和4（2022）年10月より、現行の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算に加え、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降について令和4年度介護報酬改定を行い、介護職員の収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置として「介護職員等ベースアップ等支援加算」が新設されました。

詳細については、『介護保険最新情報 Vol.1082（令和4年6月21日）』をご確認ください。

安八郡広域連合管内の地域密着型サービス事業所で、本加算を取得する際は、安八郡広域連合業務係へ計画書などを提出してください。

『介護保険最新情報 Vol.1082（令和4年6月21日）』で、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順および様式例の提示について、通知が発出されました。

介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業所において、当連合ではこの加算を設定していません。

【提出書類】

- ・介護職員等ベースアップ等支援加算の届出に係る添付書類等について
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書（←職印を押印）

<必要に応じて>

- ・特別な事情に係る届出書
- ・変更届出書

※必要に応じて、『介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善加算計画書』に記載された添付書類も提出してください。

※提出書類について、岐阜県で用意された様式を使用しても構いませんが、宛名は「安八郡広域連合長」に直してください。